

中国で個人型年金制度(DC)がスタート ～加入者数 7,270 万人を突破～

MUFG資産形成研究所

主任研究員 菅谷 和宏

2026年6月25日

(三菱UFJトータルリワードレポート 2025年5月号掲載分より転載)

人をつなぐ。未来をつなぐ。

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



- 中国の公的年金「基本養老保険」の資産額は 8.22 兆元(約 172.6 兆円,2023 年末)、企業年金は 3.2 兆元(約 66.9 兆円,2023 年末)まで増加。
- 人口 14 億人超の中国は、1979 年の「一人っ子政策」^{注1}により、2021 年をピークに減少に転じ、合計特殊出生率は日本の 1.21 より低い 1.00 まで低下(2023 年)、高齢化率は 14.3%(2023 年)から 2061 年には日本を超え、2100 年には 45.8%まで達する見込みで、今後急速な少子高齢化が進んでいく見込みです。
- 少子高齢化により、賦課方式である基本養老保険は、年間収支が赤字になることも見込まれ、私的年金の拡充が急務とされ、新しい個人型年金への役割と期待が高まっています。
- 2022 年 11 月に試行された「個人型年金」(日本の iDeCo に相当)は、2024 年 1 月に正式に全地域で開始され、わずか 2 年間で加入者数は 7,279 万人まで達しました。
- 2024 年 10 月の筆者北京現地調査でも、個人型年金の管理会社(工商銀行・農業銀行等)の期待は大きく、大きなビジネスチャンスと捉えられています。

(1 元=21 円,2025.4.1)

1. 中国の年金制度の概要

中国の年金制度は、第 1 柱である公的年金「基本養老保険(基礎年金+個人口座年金)」と、第 2 柱として企業が任意に実施する「企業年金」、第 3 柱として個人が任意に加入する「商業養老保険(個人年金)」の 3 つの柱で構成されています(図表 1)。

第 1 柱である公的年金「基本養老保険」は、公務員が強制加入となる「公務員基本養老保険」、都市部就業者が強制加入となる「都市従業員基本養老保険」、都市部非就業者および農村部住民が任意で加入(16 歳以上)する「都市・農村住民基本養老保険」に分かれています。

「基本養老保険」は、賦課方式(国庫負担または企業拠出)の 1 階部分(基礎年金)と、個人拠出による積立方式の 2 階部分(個人口座年金)で構成されます。「都市従業員基本養老保険」の基礎年金は原則企業の保険料で賄われますが、1997 年に部分積立方式に移行したことによる年金不足分については政府から補助金が支給されています(7,400 億元、2020 年)。一方、「公務員基本養老保険」および「都市・農村住民基本養老保険」の基礎年金は、国庫負担により賄われます。それぞれの 2 階部分の個人口座年金は、個人が保険料を負担します。

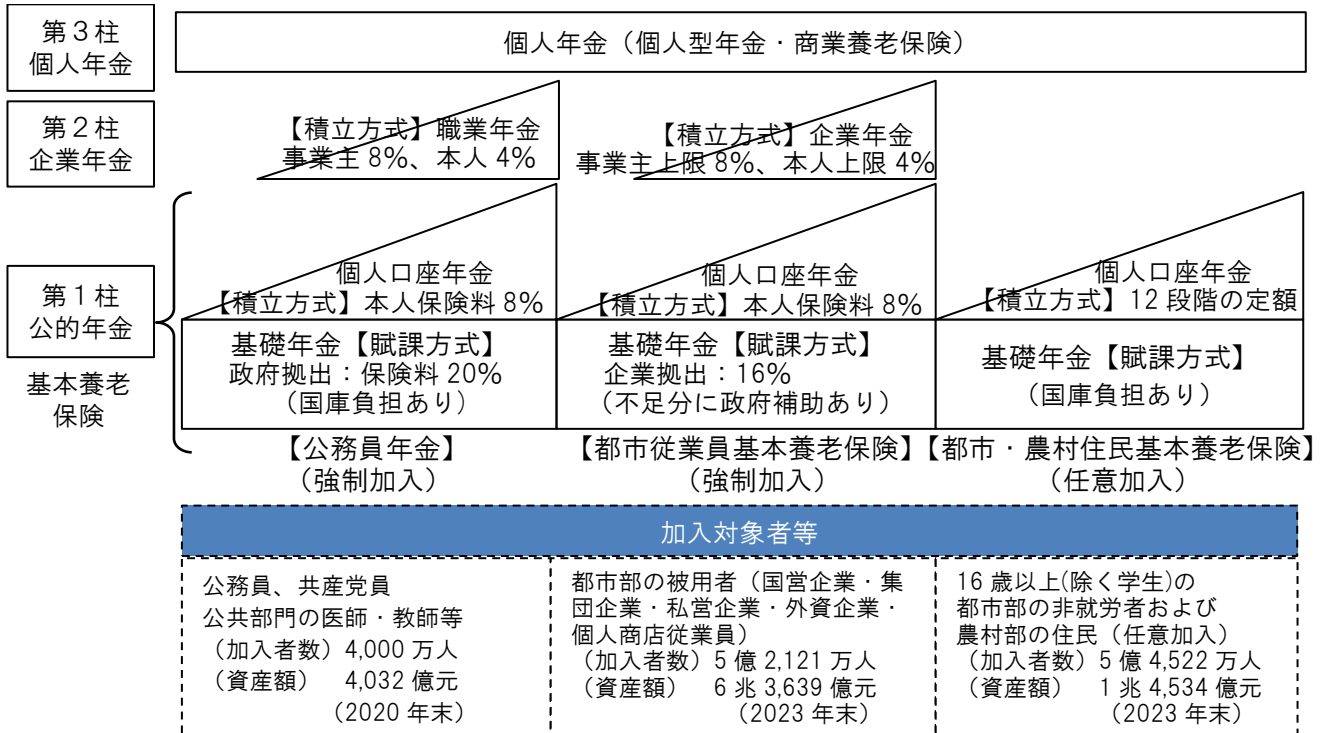
「都市従業員基本養老保険」の対象者は、国有企業、都市部集団企業(市未満の区レベルが運営する官営企業)、都市部私営企業の従業員、外資系企業の中国人従業員です。

制度の運営・管理は、全国一律ではなく、各行政単位(省、直轄市の北京・天津・上海・重慶の 4 都市、自治区)及び特別行政区(マカオ、香港)に属する市・県級の社会保険管理機構が行っています^{注 2}。

受給資格は、現在、加入期間15年以上ですが、2030年1月1日から10年間かけて毎年6か月引上げて最終的に20年間に引き上げられます^{注3}。支給開始年齢は、現在、「都市従業員基本養老保険」は、法定退職年齢(男性労働者60歳、一般女性労働者50歳、女性管理職55歳)に達した時、「都市・農村住民基本養老保険」は、男女ともに60歳です。なお、加入者期間が15年に満たない場合は、一時払い保険料を拠出することで受給資格を満たすことができます。また、最低納付年数に達した場合は、定年退職を自主的に早期又は遅延させることが可能で、早期退職年齢は最長3年を超えず、男性労働者60歳、一般女性労働者50歳、女性管理職55歳を下回らない範囲で、遅延退職年齢は最長3年間を超えない範囲で可能です。

法定退職年齢は2025年1月1日以降、段階的に引き上げて1977年1月以降生まれの男性労働者は63歳、1985年1月以降生まれの一般女性労働者は55歳、1982年1月以降生まれの女性管理職は58歳となります(男性労働者及び女性管理職は4か月ごとに1か月引上げ、女性労働者は2か月ごとに1か月引上げ予定)^{注4}。法定年齢の引上げに伴い、「都市従業員基本養老保険」の支給開始年齢も引上げられる予定です。

[図表1] 中国の年金制度の概要



出所:厚生労働省「2018年海外情勢報告」第1節 中華人民共和国(p222-236)等を基に筆者作成、数値は弊社調べ

2.中国の公的年金制度

中国の公的年金制度は、1951年「労働保険条例」により国営企業従業員を対象とする全額事業主負担の制度から始まりました。1955年「国家機関職員退職処遇に関する暫定弁法」により国家機関職

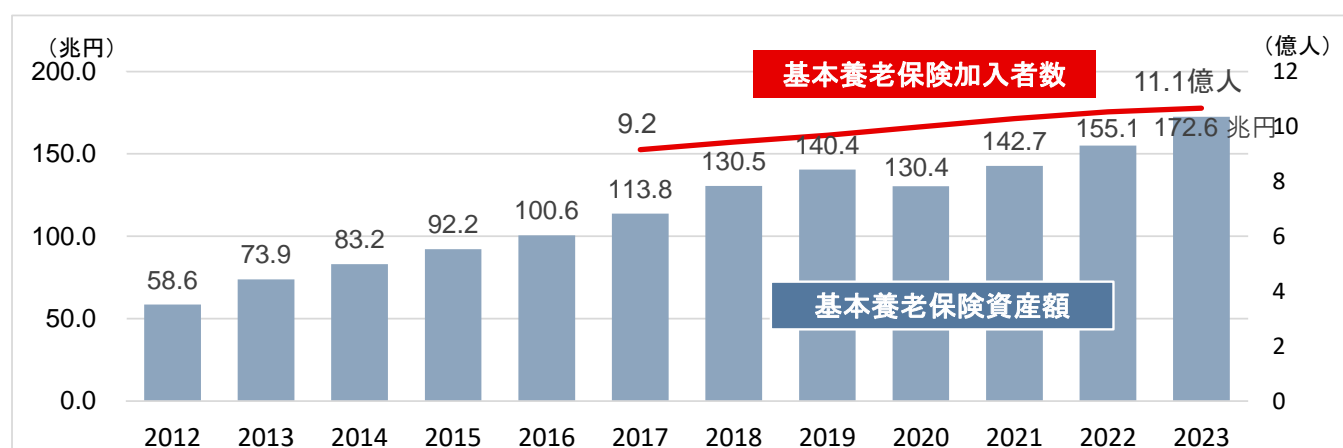
員の年金制度が創設されました。当初は、国営企業では終身雇用を前提とし、国家が労働者の老後を保障するという社会主義思想に基づいていましたが、1978年の改革開放政策により市場経済化が進み、経済発展とともに民間企業や外資系企業の参入が進みました。

社会保険制度も経済の実情に合わせるため、1993年「第8回全国人民代表大会常務委員会」において、経済発展レベルに合致する社会保障制度を構築し、合理的な負担による社会保障基金制度を設立することが示され、1997年に国務院(内閣)は「統一の企業勤労者公的年金保険制度の確立に関する決定」を公布、「都市従業員基本養老保険」が創設され、財政運営方式が賦課方式から「賦課方式(基礎年金)+積立方式(個人口座年金)」に移行しました。

さらに、国民皆年金制度を実現するため、2009年に「新型農村社会養老保険の試行に関する指導意見」、2011年に「都市住民養老保険の試行に関する指導意見」を公布、農村部就労者を対象とする「新型農村社会養老年金制度」と、都市部非就労者を対象とする「都市住民基本養老保険制度」がそれぞれ創設されました。その後、この2つの制度は2014年に「都市・農村住民基本養老保険」に統合されました。

基本養老保険の加入者数は11億643万人、資産額は8兆2,205億元(約172.6兆円)(2023年)となっています(図表2)。

[図表2] 基本養老保険の加入者数・資産額推移(2012~2023)



出所: 中華人民共和国 人力資源・社会保障部「人力資源と社会保障事業発展統計公報」より筆者作成

「都市従業員基本養老保険」の保険料は、基礎年金への企業拠出と、個人口座年金への本人拠出により賄われています。企業拠出保険料は各省により異なりますが、従前は従業員の平均賃金総額の原則20%で、各省毎に保険料率も異なっていました。政府は企業の保険料負担の軽減を目的に2015年から2018年にかけて段階的に保険料の引き下げを推奨したため、現在、各省とも企業拠出の保険料は平均賃金総額の16%に引き下げられ、本人拠出の平均賃金総額の8%と合わせて合計で24%となっています。

「都市・農村住民基本養老保険」の保険料は定額制で、100 元から 100 元単位で 1,000 元までと、1,500 元、2,000 元の 12 段階に分かれています。

養老年金を含む中国における社会保険料の負担率は、労災や失業保険等を含め、企業と従業員合わせて約 37.0～38.7%です(図表 3)。

[図表 3] 中国における社会保険料率(2024 年 10 月現在)

	企業負担	従業員負担	計
養老年金	16.0%	8.0%	24.0%
医療・出産	9.8%	2.0%	11.8%
労災	0.2～1.9%	—	0.2～1.9%
失業	0.50%	0.50%	1.0%
合計	26.5～28.2%	10.50%	37.0～38.7%

出所: 中華人民共和国 人力資源・社会保障部および社会保障局 HP(各省自治区・直轄市)より筆者作成

3. 全国社会保障基金(NSSF)

1979 年「一人っ子政策」による少子高齢化の進展に際し、基本養老保険の財政悪化が懸念されるため、中国共産党中央委員会と国務院は、社会保障支出を補充・調整するための国家社会保障戦略準備基金として、2000 年 8 月「全国社会保障基金」(以下、NSSF: National Social Security Fund) を設立、NSSF の資産の管理と運用を行う「全国社会保障基金評議会」(以下、SSF: National Council for Social Security Fund) を設置しました。NSSF の財源は、政府の拠出金(国庫負担)及び国営企業の株式売却益が充てられ、資金額は 3 兆元(約 63 兆円, 2023 年末)まで増加しています。設立以降の累計運用収益額は 1.7 兆円(約 35.7 兆円)で、年間平均収益率は 7.36%です^{注5}。

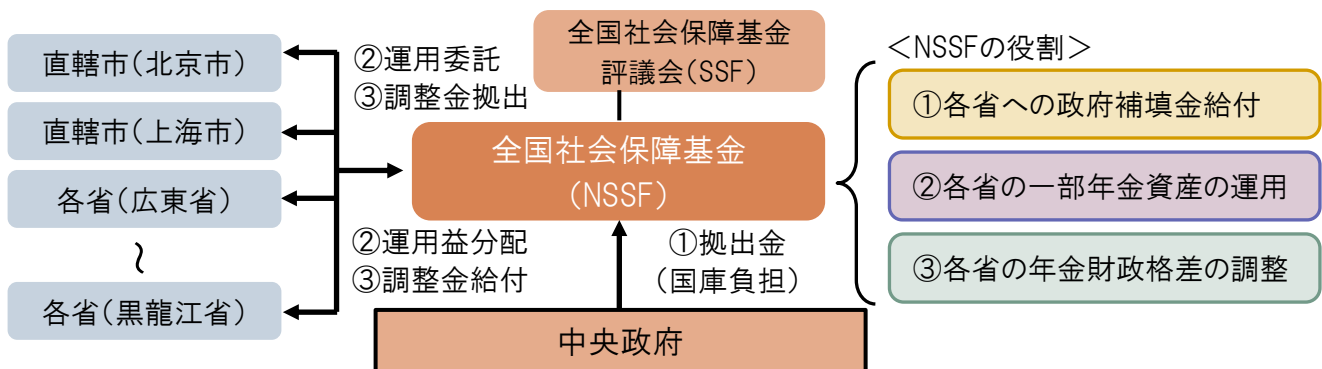
NSSF の資金運用は、「基本養老保険の投資に関する暫定管理措置」及び「海外投資に関する暫定管理措置」に基づき、次のような金融商品に投資することが認められています。①国内投資については、銀行預金、国債、金融債、社債、証券化商品、証券投資ファンド、株式、産業投資、産業投資ファンド、投資信託。②海外投資については、銀行預金、外国国債、国際金融機関の債券、外国法人の債券、外国社債、中国政府または中国企業が発行する海外債券、銀行手形や大口 CD などの短期金融商品、株式、ファンド、スワップや先物などのデリバティブ商品及び財務省と労働社会保障省が共同で承認したその他の投資商品で、NSSF の運用ライセンスを取得した基金管理会社及び証券会社の計 18 社に委託運用されています。海外運用の割合は上限 20%と規定されていますが、近年の資本市場開放政策に伴い、11.48%(2023 年)まで増加しています。

基本養老保険の資金運用は国内投資に限定されていましたが、国務院は 2015 年 8 月 17 日「基本年金保険基金投資管理弁法」を公布し、2016 年以降、各省で年金給付に充てられなかった資金の一部を NSSF に委託運用することを認めました。なお、前述の国家社会保障戦略準備金と各省からの委託運用資金は分別管理がなされ、2023 年末には、全ての省・直轄市が NSSF に委託運用をしており、

総額は2.2兆元(約46.2兆円)で、「都市従業員基本養老保険」の資産額7.8兆元の約28%を占めています。2016年から委託運用が始まって以来の累計運用収益額は3,067億元(約6.4兆円)に達し、年間平均収益率は5.0%となっています^{注6}。

基本養老保険の資産管理・運用は省単位で行われていますが、経済発展と人口構成等の違いにより年金財政状況に格差が生じており(広東省等は出稼ぎ労働者の流入により若者の人口が増加し年金財政に余裕がある一方、黒龍江省などの人口流出と高齢化が進む省では年金財政が悪化)、政府は2018年7月「企業従業員基本養老保険基金に係る国務院通知」を発出し、「都市従業員基本養老保険」の一部資金を一元的に管理・運用して、年金財政が赤字の省へ配分する「中央調整基金制度」の機能をNSSFに追加しました。各省の年金加入者数及び平均賃金を基に、各省から拠出金(被保険者数×平均賃金の90%)を徴収して一元管理・運用を行い、各省の定年退職人数に応じて各省に資金を配分することで、地域間格差を是正する仕組みを構築しました。加入者が多く、平均賃金が高く、年金受給者が少ない省(例えば広東省等)から、加入者数が少なく、平均賃金が低く、年金受給者が多い省(例えば黒龍江省等)へ資金が配分される仕組みです。このように、NSSFは、設立当初の目的から徐々に機能が付け加えられ、①基本養老保険の将来の財政悪化に備えた国家社会保障戦略準備基金、②各省から委託された年金資金の運用、③年金財政の地方間格差の是正機能、を併せ持つこととなっています(図表4)。

[図表4] 全国社会保障基金(NSSF)の仕組み



出所:筆者作成

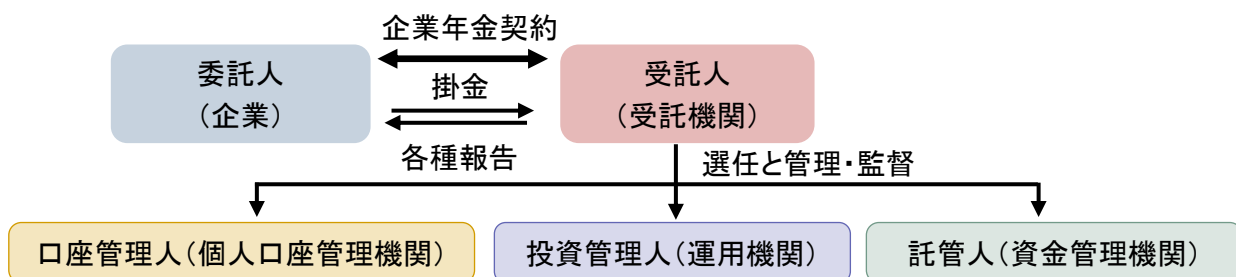
4. 中国の企業年金制度の概要

1991年の国務院「企業従業員養老保険制度の改革に関する国務院の決定(33号)」の公布により確定拠出型の「企業補充養老保険(以下、企業年金)」が創設されました。企業年金は、公的年金の基本養老保険の加入対象者に対して、企業が任意で実施する制度です。企業年金の設立要件は、①基本養老保険に加入し保険料を納付している、②相応の経済負担能力を有する、③団体としての交渉機能を有する企業で、従業員と協議を行い従業員代表又は従業員全員の同意を得る必要があります。

労働市場の拡大とともに企業年金の必要性が再認識されたことから、2004年5月「企業年金試行弁法」が制定され、企業の年間拠出額は全従業員の賃金総額の4%以内とされました。2013年12月には企業年金を推進するため、「企業年金に繰延課税措置を導入する通知」が公布、企業拠出の全額損金算入が認められました(2014年1月施行)。その後、2017年12月の「企業年金弁法」(中国人力資源・社会保障部第36号)の発布により、企業拠出は賃金総額の8%以内、企業と従業員の拠出合計は賃金総額の12%以内まで引上げられました(2018年2月施行)。

企業年金の実施に際しては、「企業年金方案」(日本の年金規約に相当)を策定し、従業員との集団協議を通じて、従業員代表または従業員全員の同意が必要です。当方案には、①加入者の範囲、②保険料負担財源、③個人口座の管理方法、④年金基金の管理方法、⑤年金の計算・支払方法、⑥支払条件、⑦管理・監督の方法、⑧保険料拠出停止の条件、⑨企業・従業員双方が決めるその他事項等を規定する必要があります。資産運用は、日本の企業型DCとは異なり、企業の一括運用形式(集団運用型DC)で、1つの企業で実施する単独型と複数の企業で実施する合同型があります。流動性商品(普通預金等)が5%以上、権益性商品(株式、公募ファンド、投資型保険商品等)が30%以下と規制され、外国株式への投資は認められていません。運用収益は個人名義の口座に入金され、退職時に受け取ることとなります。また、転職時には転職先に企業年金があれば、資産を移換することが可能です。

[図表 5] 企業年金の仕組み



出所: 金月花「中国企業年金の現状と管理・運用制度」生命保険経営第80巻第6号(平成24年11月)より筆者作成

[図表 6] 企業年金の各機関の業務内容

	業務内容
受託人	①口座管理人、投資管理人、託管人の選任、②企業年金全体の管理、監督 ③アセットアロケーションの策定、④掛金徴収、⑤年金給付、⑥企業への財務状況等報告等
口座管理人	①個人口座の管理、②掛金及び運用収益等の記録 ③口座変動金額の受託者への報告、④個人の受給額の計算等
投資管理人	①資産運用業務、②受託人宛の投資管理報告、③監督当局宛の投資管理報告
託管人	①年金資金の管理(各企業年金毎に分別管理)、②資金の決済業務 ③受託人の指示による投資管理人への資金分配、④受給者への年金給付

出所: 金月花「中国企業年金の現状と管理・運用制度」生命保険経営第80巻第6号(平成24年11月)より筆者作成

企業年金を実施する際は、企業が「受託人」(受託機関)を選定して、企業年金契約を締結します。受託人は、個人口座の管理を行う「口座管理人」、資産運用を行う「投資管理人」、資金管理・決済を行う「託管人」を選定して、企業年金全体の管理・監督を行います(図表 5)(図表 6)。

中国人力資源・社会保障部の公表によると、企業年金の資産額は3兆1,874億元(約66.9兆円)に達し、加入者数は3,144万人(2023年)まで拡大しています(図表 7)。

受託人、口座管理人、投資管理人、託管人となるには、政府の認可(ライセンス)が必要で、商業銀行、保険会社、証券会社、公募基金会社が、受託人12社、口座管理人18社、投資管理人22社、託管人10社のライセンスを取得しています(2024年11月)。主な金融機関のライセンスの取得状況は次の通りです(図表 8)

[図表 7] 企業年金の資産額・加入者数推移(2012~2023)



出所: 中華人民共和国 人力資源・社会保障部「人力資源と社会保障事業発展統計公報」「全国企業年金基金業務データ概要」より筆者作成

〔図表 8〕企業年金における主な金融機関のライセンス取得状況

		受託人	口座管理人	投資管理人	託管人
商業銀行	中国工商銀行	○	○		○
	中国建設銀行				○
	中国農業銀行	○	○		○
	中国銀行	○	○		○
	招商銀行	○	○		○
	交通銀行		○		○
	中国民生銀行		○		○
	中国光大銀行		○		○
	中信銀行		○		○
養老保険会社	平安養老保険会社	○	○	○	
	泰康養老保険会社	○	○	○	
	太平養老保険会社	○	○	○	
	中国人民養老保険会社	○	○	○	
	長江養老保険会社	○	○	○	
	建信養老保険会社	○	○	○	

出所:弊社北京事務所調査(2024年10月)より筆者作成

5. 中国の個人年金制度の概要

(1) 商業養老保険

少子高齢化の急速な進展により公的年金の財政不足が懸念されたため、個人による資産形成推進に向けて、政府は2008年1月に「保険会社養老保険業務管理弁法」を公布、公的年金、企業年金を補完する制度として「商業養老保険」を創設しました。

商業養老保険は、保険会社が提供するもので、企業が掛金を負担する「養老保障商品」と、個人が掛金を負担する「個人養老保険」があり、国务院直属の保険行政機関である保険監督管理委員会(現、銀行保険監督管理委員会)が監督しています。

商業養老保険の拡大のため、2018年4月には「個人税収繰延型商業養老保険の試行に関する通知」を公布、同年6月から加入者の保険料を所得控除の取扱いとする「個人所得税繰延型商業養老保険」を上海市、福建省、蘇州工業園区をモデル地域として1年間試行後、2019年5月より全省へ拡大しました。現在、中国人寿保険、太平洋人寿保険、泰康人寿保険などの保険会社23社(2024年10月)が「個人税収優遇型商業養老保険」の業務ライセンスを取得しています。

(2) 個人型年金

「商業養老保険」は、保険会社が取り扱う個人年金保険(日本での個人年金保険に相当)ですが、国民の老後所得保障機能をさらに強化する必要があるため、国家レベルの個人年金制度を創設する必要があるとして、国务院は2022年4月21日に「個人年金の発展推進に関する意見」を公表、同年

11月に「個人年金実施弁法」を公布し、北京市や上海市等の36都市で新しい個人型年金を試行しました。この試行結果を踏まえ、2024年1月1日より全省に拡大されました。

この新しい個人型年金は日本のiDeCoに相当する制度で、加入対象者は、基本養老保険(都市従業員基本養老保険、都市・農村住民基本養老保険)に加入している者が、任意で加入できる確定拠出型(以下、DC)の制度です。個人は自ら選択した金融機関で「個人型年金口座」を開設することにより、金融機関が提示する金融商品「貯蓄商品(定期預金)、理財商品(投資信託)、公募基金商品(公募証券投資信託)、年金保険等」の中から自分で運用商品を選択します。金融商品は、金融規制当局の認可が必要です。商業銀行・保険会社・投信会社(公募基金会社)等の約50社が個人型年金ライセンスを取得し、商品を提供しています。加入者は、個人型年金口座を開設した金融機関を変更することも可能で、積立資金を別の金融機関の個人型年金口座に移換できます。

掛金は年間12,000元(約252,000円)を上限として月払又は年払が可能で、全額所得控除が受けられ、運用益も非課税です。

受給開始年齢は、①基本養老保険の受給開始年齢(前述)に達した場合、②働く能力を完全に失った場合、③海外に移住した場合とされ、年金または一時金での受給が可能で、受給時には3%の個人所得税が課税されます。また、加入者が死亡した場合は、積立資産は遺族に支払われます(図表9)。

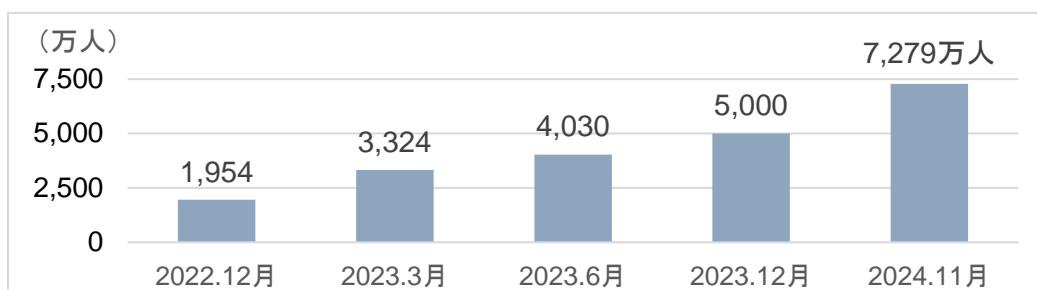
[図表9]個人型年金と商業養老保険の比較

	個人型年金	商業養老保険
制度	政府所管の個人年金制度	保険会社、公募基金会社等が発売している個人向け養老保険
所管	国務院	銀保監会等
対象加入者	基本養老保険(都市従業員基本養老保険と都市・農村住民基本養老保険)の加入者であること	特に制約なし
加入方法	適格した商業銀行で個人型年金口座を開設(任意加入)	適格保険会社で購入(任意)
拠出限度額	年額12,000元	特に無し
税制優遇	本人掛金が全額所得控除、運用益非課税	掛金が所得控除扱い
運用方法	加入者が選択した金融機関が提示する商品の中から自ら選定	各保険会社の商品で運用
運用商品	商業銀行等が提示する商品(理財商品(投資信託)、預金、商業年金、公募基金等)	各保険会社の設定商品
給付方式	老齢給付金または一時金で受給が可能	各保険商品により異なる
管理機関	個人型年金情報管理プラットフォーム	特に無し
実施時間	2022年11月から一部の都市で試行 2024年1月から全国に展開	2018年6月から一部の都市で試行 2019年5月から全国に展開
資産額	163億元(約3,423億円)	3,500億元(約7.2兆円)

出所: 中華人民共和国中央人民政府「個人年金の発展推進に関する意見」(2022年4月21日)より筆者作成

個人口座の管理は、人力資源社会保障部で構築した「個人型年金情報プラットフォーム」により一元的に管理され、身分証明書番号と紐付けることにより1人1口座の確認や、税務当局と情報連携することで税制優遇(掛金の所得控除)を行います。口座開設した金融機関とも情報連携し、自分の資産状況をスマートフォン等で見ることができるなどの便利で効率的なサービスを提供しています。中国人材資源社会保障部の公表によると、個人型年金の口座数は2024年11月で7,279万口座、資金額280億元(約5,880億円)まで拡大しています(図表10)。日本のiDeCoが創設以来24年間かかってようやく361万人(2025年2月末)まで拡大したのと比べて、わずか2年で7,279万人まで拡大しており、中国市場の大きさが分かります。

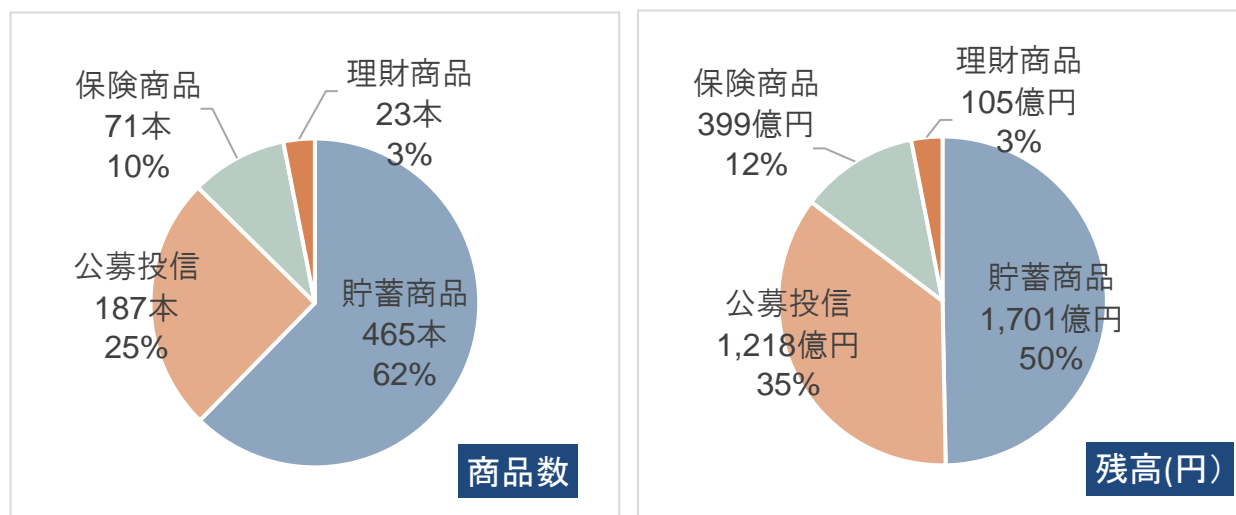
[図表10]個人型年金加入者数の推移



出所: 中華人民共和国人力資源・社会保障部「人力資源と社会保障事業発展統計公報」より筆者作成

また、金融商品の提供本数は貯蓄商品(定期預金・積立預金)が6割を占め、資産残高でも5割を占めています(図表11)。

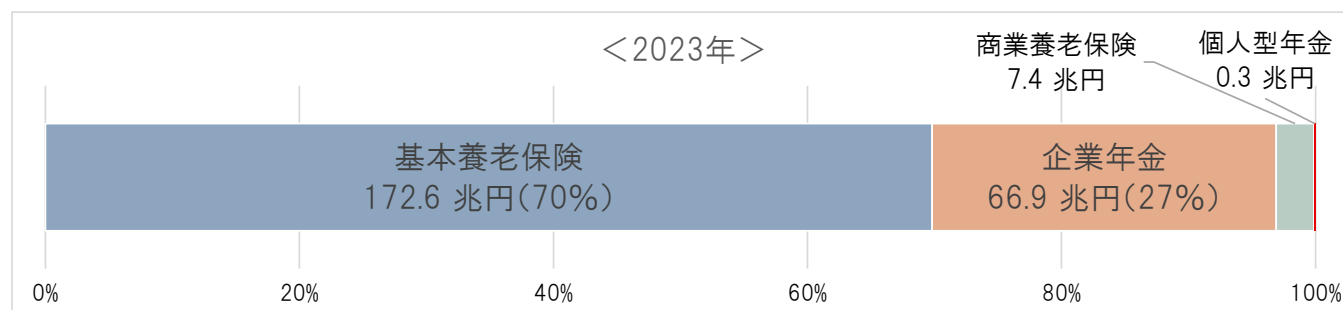
[図表11]個人型年金の商品数と残高(2023年末)



出所: 宋 良也(2024)「中国における口座型個人年金制度の現状と課題」より筆者作成

個人年金の残高は「商業養老保険」の3,500億元(約7.2兆円,2023年)、「個人型年金」の163億元(約3,423億円)と、基本養老保険や企業年金の資産残高を合わせた年金資産残高全体で見ると3%でしかありません(図表12)。

〔図表 12〕中国の公的年金(基本養老保険)・企業年金・個人年金の資産額と割合(2023年)



出所: 中華人民共和国人力資源・社会保障部「人力資源と社会保障事業発展統計公報」より筆者作成

本制度の監督官庁は、人力資源・社会保障部と財務省で、個人型年金に関する方針を策定し、個人年金の設定、税制上の優遇措置などの管理・運用を監督しています。関連する金融規制当局は、それぞれの規制に従って個人型年金の運用を行う金融機関の事業活動を監督し、金融商品およびサービスの最適化、リスク管理の監督を行うとともに、投資家教育を強化していくとしています。

新しい個人型年金は、国民に対して老後の備えを推進するとともに、積み立てられる資金が投資に回ることによって実体経済を支える市場活性化策としても期待されています。個人の自主的な参加による個人型年金を推進することで、基本養老保険および企業年金とも連携して国民の老後所得保障の機能強化を実現することで、国民に安心感を与える年金制度の構築を目指しています。

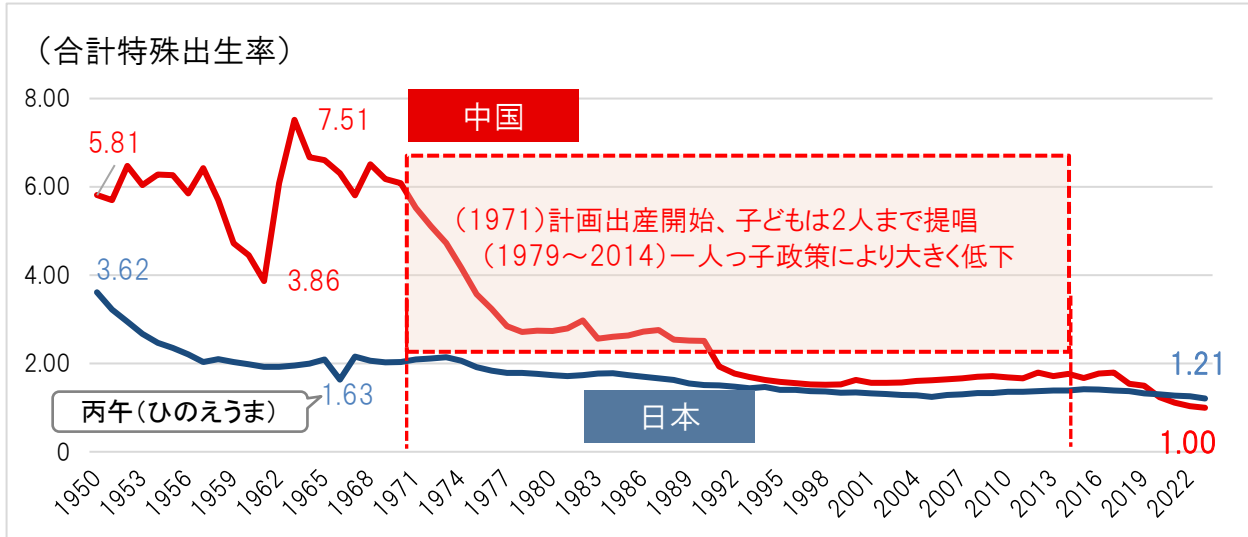
6. 今後の課題

中国は人口 14 億人超と、これまで世界第 1 位でしたが、「一人っ子政策」の影響で出生数は急減し、合計特殊出生率は 1.00(2023 年)^{注7}と日本の 1.21(2023 年)より低下(図表 13)、人口はすでに 2021 年の 14 億 2,644 万人をピークに減少に転じており、今後も人口減少が見込まれています。なお、2023 年にインドの人口が中国を上回り、世界第 1 位となっています(図表 14)。

中国の平均寿命は、女性 81.05 歳、男性 75.96 歳^{注8}(2022 年)まで延伸し(日本:女性 87.09 歳、男性 81.05 歳^{注9})、65 歳以上の人口比率(高齢化率)は 1990 年～2000 年までは 6%台で推移していましたが、2001 年に 7.2%と「高齢化社会」の基準の 7%を超え、2023 年には 14.3%と「高齢社会」の基準 14%を超えました(図表 15)。さらに、2061 年には日本の高齢化率を超え、2100 年には 45.8%^{注10}に達する見込みで、今後、急速な少子高齢化が進んでいく見込みです。

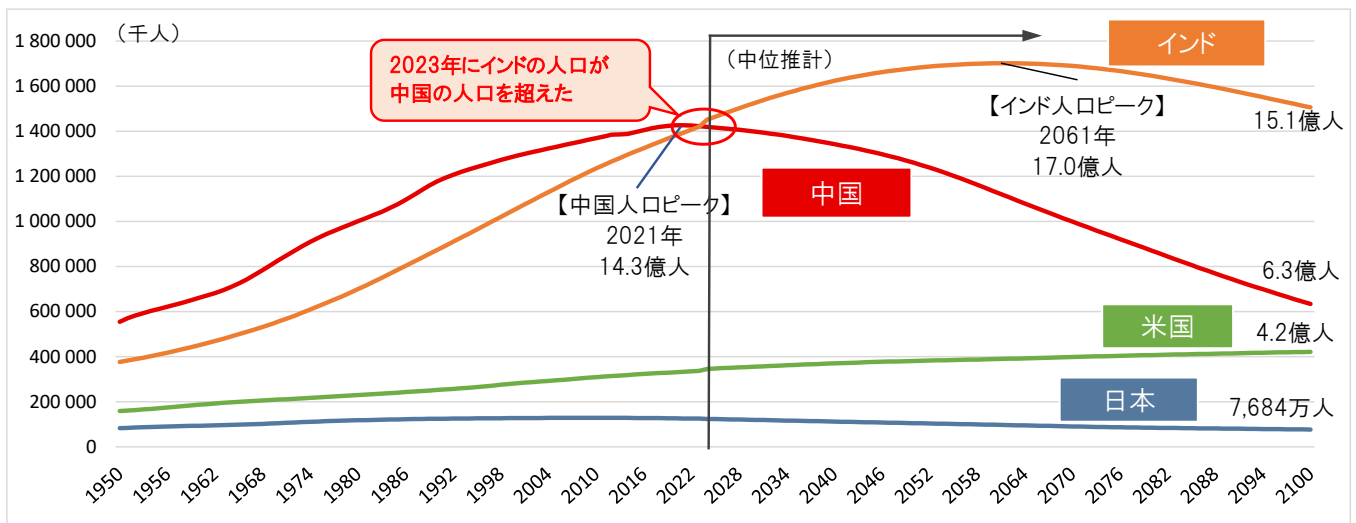
そのため、賦課方式である基本養老保険は、年金財政の悪化が予測されており、私的年金の拡充が急務とされています。従来、第 3 の柱としては、保険会社が提供する「商業養老保険」(個人年金保険)が主流でしたが、国家レベルで新しい個人型年金を推進し、国民に対してより豊かな老後の備えを提供すると同時に、積立資産が投資市場に還元されることで中国経済を支えることを意図しています。急速に少子高齢化が進む中国において、年金制度の再構築が必要とされています。

[図表 13] 中国と日本の合計特殊出生率推移(1950～2023年)



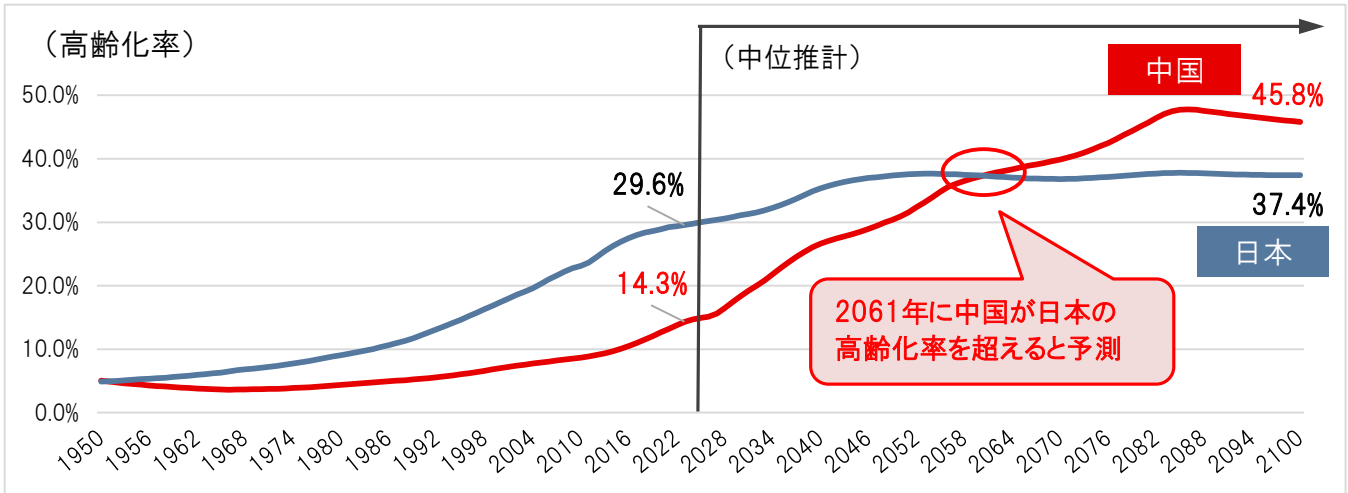
出所: 国際連合 (UN) 「World Population Prospects 2024」(Total Fertility Rate) より筆者作成

[図表 14] 中国・日本・インド・米国の人口推移(1950～2100年中位推計)



出所: 国際連合 (UN) 「World Population Prospects 2024」(Total Population) より筆者作成

〔図表 15〕中国と日本の高齢化率の推移(1950～2100年中位推計)



出所: 国際連合 (UN) 「World Population Prospects 2024」 (Population by Five-year Age Groups - Both Sexes) より筆者作成

筆者は、2024年10月14～17日、北京訪問し、個人型年金市場に参加する中国工商銀行(世界第1位の資産額)、中国農業銀行(同世界第3位)等へのヒアリング調査を実施、個人型年金への期待は大きく、大きなビジネスチャンスと捉えられていました。若い行員も含めて、ヒアリングした参加者のほぼ全員が既に個人型年金の加入者となり、拠出限度額(年額12,000円)上限までの拠出を行っており、個人での関心の高さも感じられました。中国の年金市場は、外資規制が徐々に緩和されつつあり、引き続き中国の個人年金市場への注視が必要と思われまます。

なお、本稿における意見にかかわる部分および有り得るべき誤りは、筆者個人に帰属するものであり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

注1: 1979年～2014年まで実施され、「一組の夫婦につき子供は一人までとする」という「計画生育政策(産児制限政策)」のこと。その後、2016年1月1日に政府は全ての夫婦が2人の子どもを持つことを認める「人口・計画出産法の改正」を実施。さらに、少子化を抑制するため、2021年5月31日に3人まで子どもを持つことを認める「人口維持方針」を実施している(いわゆる3人っ子政策)。

注2: 22の省、5自治区(ウイグル、チベット、モンゴル、チワン、寧夏回(ネイカカイ))、4つの直轄市(北京市、上海市、重慶市、天津市)、2つの特別行政区(香港、マカオ)計33の一級行政区がある

注3: JETRO(2024年)「ビジネス短信」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/09/e233fd276ae25a73.html>)

注4: 独立行政法人労働政策研究・研修機構「国別労働トピック」2024年9月(https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2024/09/china_02.html) 及び「広信法律ニュース」(2024年第10期)。

注5: 全国社会保障基金(NSSF)「基本養老保険基金2023年度報告」(<https://www.ssf.gov.cn/portal/xxgk/fdzdgnr/cwbg/yljjndbg/webinfo/2024/10/1730355866159377.htm>)

注6: 全国社会保障基金(NSSF)「基本養老保険基金受託運営2023年度報告」(<https://www.ssf.gov.cn/portal/xxgk/fdzdgnr/cwbg/yljjndbg/webinfo/2024/10/1730355866159377.htm>)

注 7: 国際連合 (UN) 「World Population Prospects 2024」 (Total Fertility Rate)

(<https://population.un.org/wpp/downloads?folder=Standard%20Projections&group=Most%20used>)

注 8: World Bank 「Data Indicators 2023」 (Life expectancy at Birth, Male, Female) (<https://data.worldbank.org/indicator>)

注 9: 厚生労働省 「令和5年簡易生命表の概況」 (2024 年 7 月 26 日)

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life23/dl/life23-15.pdf>)

注 10: 国際連合 (UN) 「World Population Prospects 2024」 (Population by Five-year Age Groups - Both Sexes)

(<https://population.un.org/wpp/downloads?folder=Standard%20Projections&group=Population>)

< 参考資料 >

- 片山ゆき「偶然か必然か、怪我の功名か。年金積立金の株式投資解禁へ」『保険・年金フォーカス』(ニッセイ基礎研究所) 2015 年 8 月 (https://www.nli-research.co.jp/files/topics/42675_ext_18_0.pdf?site=nli)
- 片山ゆき「中国、年金積立金の株式運用が本格稼働」『基礎研レター』(ニッセイ基礎研究所) 2017 年 4 月 (https://www.nli-research.co.jp/files/topics/55547_ext_18_0.pdf?site=nli)
- 片山ゆき「高齢社会に突入した中国と年金市場」『保険・年金フォーカス』(ニッセイ基礎研究所) 2022 年 2 月 (https://www.nli-research.co.jp/files/topics/70235_ext_18_0.pdf?site=nli)
- 片山ゆき「年金積立金、全国統合へ(中国)」『基礎研レター』(ニッセイ基礎研究所) 2022 年 3 月 (https://www.nli-research.co.jp/files/topics/70659_ext_18_0.pdf?site=nli)
- 片山ゆき「中国の年金制度」『年金と経済』第 41 巻第 2 号(年金シニアプラン総合研究機構) 2022 年 7 月
- 金月花「中国企業年金の現状と管理・運用制度」『生命保険経営』第 80 巻第 6 号(平成 24 年 11 月)
- 厚生労働省「2023 年 海外情勢報告」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001310015.pdf>)
- 国際連合 (UN) 「World Population Prospects “The 2024 Revision”」
(<https://population.un.org/wpp/downloads?folder=Probabilistic%20Projections&group=Population>)
- 周 金蘭「中国における高齢化の現状と高齢者対策」『現代社会文化研究』No.61, (2015 年 12 月)
(https://nii.gata-u.repo.nii.ac.jp/record/7384/file_preview/61_135-152.pdf)
- 神宮健「中国の企業年金制度の現状と今後の課題」『季刊中国資本市場研究』2008 Spring
(https://www.nomurafoundation.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/09/CCMR-2-1_SPR2008_08.pdf)
- 中華人民共和国中央人民政府「個人年金の発展推進に関する意見」(2022 年 4 月 21 日)
(http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-04/21/content_5686402.htm)
- 中華人民共和国人力資源・社会保障部「人力資源と社会保障事業発展統計公報」 「全国企業年金基金業務データ概要」(<http://www.mohrss.gov.cn/>)
- JETRO「国務院、個人年金普及促進に関する意見発表」(2022 年 5 月 20 日)
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/9adf5a5232ba6cac.html>)
- JETRO「中国で少子高齢化が進む」(2022 年 6 月 29 日)
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/f051862c80a917a1.html>)
- JETRO「中国で、2 年連続で人口減、出生数は最低更新」(2024 年 1 月 29 日)
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/01/766b6a6925e4a768.html>)
- JETRO「国連が世界人口推計を発表」(2024 年 7 月 19 日)
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/07/55a7c94ae15ea427.html>)

-
- 宋良也「中国年金制度における第三の柱の重要性と公募ファンドへの注目」野村資本市場クォーター2018 Autumn
(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2018/2018aut14.pdf>)
 - 宋良也「中国における年金「第三の柱」改革～商品性から口座制への移行～」野村資本市場クォーター2022 Winter
(<https://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2022/2022win14.pdf>)
 - 宋良也「中国における公募基金管理人制度の確立～証券会社による公募基金管理業への進出促進策～」野村資本市場クォーター2023 Summer (<https://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2023/2023sum08.pdf>)
 - 宋良也「中国における口座型個人年金制度の現状と課題」野村資本市場クォーター2024 Summer
 - 神宮健「本格稼働する中国の個人年金」『野村総合研究所 Financial Information Technology Focus 2023.1』
(<https://www.nri.com/content/900036036.pdf>)
 - 中華人民共和国中央人民政府「個人年金の発展推進に関する意見」(2022年4月21日)
(http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-04/21/content_5686402.htm)
 - 独立行政法人労働政策研究・研修機構「個人年金関連の法整備が本格化」(2022年12月)
(https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2022/12/china_02.html)
 - JETRO「国務院、個人年金の普及促進に関する意見発表」『ビジネス短信』(2022年5月2日)
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/9adf5a5232ba6cac.html>)

(注)上記 URL については今後、URL 先の都合により削除・移動する可能性がある点にご留意下さい

MUFG資産形成研究所について

わが国では人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、さまざまな環境変化が起こっています。これらの環境変化に伴い、国民の自助努力による資産形成がますます求められる時代となりました。

このような状況下、当研究所は資産形成のための手段としての投資を身近でなじみやすいものにし、長寿化に伴う資金枯渇を防ぐためにはどうすれば良いのか等、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

MUFG資産形成研究所: www.tr.mufg.jp/shisan-ken/



MUFG資産形成研究所

現役時代から退職後の時代までを対象に、資産形成・資産運用に関する調査・研究、レポート作成など、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

論文・レポート

当研究所の論文・レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/report/>

調査・研究

当研究所の調査・研究レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/research/>

MUFG資産形成研究所メールマガジン登録フォーム



レポート公開等をお知らせするメールマガジンを配信しています。

[メールマガジンのご登録フォーム](#)

※メールマガジン登録フォームはスパイラル株式会社の「スパイラル」を利用しております。

三菱UFJ信託銀行株式会社

資産形成推進部

〒100-8212

東京都千代田区丸の内 1-4-5

www.tr.mufg.jp/shisan-ken/

MUFG資産形成研究所は、三菱UFJ信託銀行が資産形成・資産運用に関する調査・研究等の活動を対外的に行う際の呼称です。